

商業・サービス業等活性化税制の延長（竹本）

Vol. <142> でご案内しました「商業・サービス業等活性化税制」の適用期限が平成 27 年度の税制改正により、平成 29 年 3 月 31 日まで 2 年間延長されましたので、改めて制度の内容をご案内します。

①税制措置の内容

取得価格の 30% の特別償却又は取得価格の 7% の税額控除を選択適用

※税額控除は個人事業者又は資本金 3,000 万円以下の法人のみ選択可能

※税額控除は、取得価額の 7% 又は税額の 20% のいずれか低い額

②適用対象者

青色申告書を提出している個人事業者（従業員が 1,000 人以下）及び資本金 1 億円以下の法人など

③対象設備

建物付属設備であれば 60 万円以上のもの、器具及び備品であれば 30 万円以上のもの

④適用要件

1. 経営革新等支援機関等からの経営改善に関する指導や助言を受けていること
2. 「指導及び助言を受けたことを明らかにする書類」に税制措置を受けようとする設備が記載されていること
3. 上記書類に記載された設備を実際に取得し、商業、サービス業等の事業の用に供すること

弊社は「経営革新等支援機関」です。ご相談はイースリーパートナーズまで。

教育資金の一括贈与（大塩）

「祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度」とは、30 歳未満の子・孫等が、祖父母などの直系尊属から贈与により取得した資金により金融機関等と一定の契約を締結し、教育資金口座の開設等をした場合に、その教育に充てられた贈与資金について、1, 500 万円（学校等以外に支払うものについては 500 万円）を限度に非課税とするものです。

平成 27 年度税制改正によりこの制度が延長・拡充されました。主な変更点については下記の通りです。

1. 適用対象期間 平成 25 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで延長されました。
2. 対象範囲 通学定期券代、留学渡航費等が教育資金の対象に追加されました。
3. 手続きの簡素化 金融機関への領収書等の提出について、領収書等の記載金額が 1 万円以下、かつ年間支払金額 24 万円までのものは支払先・金額等を記載した明細書とすることができるようになりました（平成 28 年以後の提出分から適用）。

なお、マイナンバー制度の導入により、平成 28 年 1 月以降に提出する教育資金非課税申告書等には、個人番号の記載が必要になりますので、ご注意ください。

ご不明点等がございましたら、イースリーパートナーズまでお気軽にお問合せ下さい。

【高槻事務所】TEL 072-686-5131 【大阪事務所】TEL 06-6654-6805 【京都事務所】TEL 075-354-8455

イースリーパートナーズみんなのブログ更新中です <http://e3-partners.seesaa.net/>